

<p><b>奈良市</b></p> <p><b>手をつなぐ親の会だより</b></p>	NO 361	平成30年6月15日(金)
	発行 会長 小西 英玄	奈良市手をつなぐ親の会
所在地 〒631-0801 奈良市左京5-3-1	奈良市総合福祉センター内	
Tel0742-71-0770	<a href="http://naraoyanokai.info/">http://naraoyanokai.info/</a>	

**総会無事終わることができました。**

**ご協力ありがとうございました。**

29年度理事の皆さまご苦労さまでした。ありがとうございました。

30年度理事の皆さま一年間よろしくお願いいたします。

総会時「平成30年度活動方針」でご承認いただきました、『障害者・児医療の在り方』について活動を始めます。障害者医療と一言でいっても、ものすごく広範囲の領域です。

たとえば

医療費の補助・助成制度からみた障がい者医療  
 医療関係者からみた障がい者医療  
 疾患別からみた障がい者医療  
 障害者種別からみた障がい者医療  
 入所・GH・通所・自宅等の生活の場からみた障がい者医療  
 年齢別(児童・成人・高齢)からみた障がい者医療  
 緊急時対応障がい者医療  
 災害時対応障がい者医療  
 緩和ケア時の障がい者医療  
 と各分野に対応が必要です。



でも、健常者(障がいを持たない人たち)はすでに、全ての方が医療を受けることが出来ているのです。何故、障がいをもつ人たちがこのような検討会(マニュアル作成)を行わなければならないのでしょうか？

平等権・「憲法第14条」生存権・「憲法第25条」など、難しい話は専門家に任せておきましょう。

法の下に平等であれば、上記、すべての内容に関して、障がいを持たない人と同じ扱いを受けることが出来るはずと考えます。

ただ、合理的配慮として、「支援する人」「医療費の補助」「医療を受けやすくするシステム」この3つの支援(人・金・物)が障がいを持つ人たちには必要なのです。

それで初めて、平等の下の医療が受けられるのです。

そして、「障がいのある人と家族の医療の在り方」のように、支援者(保護者)も対象者とすべきと考えました。

私の経験から。